

6 その他の連絡事項等

6-1 令和7年度事業所指導担当について

担当者：介護管理係 瀬古沢、安達

電話：029-826-1111（内線2462）

メール：kourei@city.tsuchiura.lg.jp

6-2 市からの連絡について

- 市からの連絡の大半は、電子メールで行っています。
- 業務ご多忙のところ恐縮ですが、メールの受信確認を週に2回程度は行うようお願いいたします。
- **メール送信時は、本文中に事業所名、担当者氏名の記載**をお願いいたします。

6-3 各種届出について

- ① 指定事項変更の届出…変更が生じた日から10日以内
 - 事業所の管理者や介護支援専門員、計画作成担当者が変更となる場合は、システム上での管理に影響があるため、その都度届出を行ってください。
 - その他の介護職員等の入職・退職等で、人員基準や加算の要件等に影響がない場合は、年間の異動を1回の届出にまとめる形でも可とします。
 - 法人代表者や、主たる事務所の変更等で、登記の手續に期間を要する場合は届出が変更から10日超を経過することもやむを得ないこととします。
 - 事業所を移転する場合は、事前にご相談ください。

(図面等で設備基準等を満たすことを予め確認し、移転前に現地確認、写真撮影を行います。)

② 指定更新申請…直近の地域密着型サービス運営委員会の前々月末まで

- 毎年5月、11月の年2回開催している土浦市地域密着型サービス運営委員会において、指定更新について委員から意見等をいただく都合上、指定更新予定日の直前に開催される当該委員会の開催月の前々月末を目途に、申請書類を提出してください。

例) 指定更新予定日が10月1日の場合、その前の5月に開催される委員会で協議が必要⇒3月末までに更新申請書類を提出

※ 該当する事業所には、市から案内の連絡をします。

③ 事業休止・廃止の届出…休止又は廃止をしようとする日の1か月前まで

- 届出の時点で現に利用者がある場合は、他事業所への引継ぎ等の状況について確認を行います。
- 休止期間の上限について明確な基準はありませんが、土浦市においては、連続する休止期間が2年に達した時点で事業を再開できない場合に、廃止の届出を行うよう指導しています。

④ 体制等に関する届出 (介護報酬関係)

- 特別な定めのある場合を除き、前月の15日まで
- 期限を過ぎて提出された届出については、やむを得ない事情 (※) がある場合を除き、翌々月以降の算定となります。

(※) やむを得ない事情について、期限の到来前に市に連絡してください。なお、それが真にやむを得ない事情と言えるかについては、市においてその都度判断します。

- 加算等を算定しなくなる場合の届出は、算定要件を満たさなくなることが確認された段階で、速やかに届出を行ってください。
- 体制届出については、体制届（別紙３－２）、体制一覧表（別紙１－３）両方を必ず提出してください。個別の加算で別紙が必要な加算の新規取得、変更の時は、合せて別紙の提出もお願いします。体制届（別紙３－２）が添付されていない届出が見受けられる場合がありますが、土浦市では省略は認めておりませんので、ご確認ください。

⑤ 届出の方法

- 土浦市では電子申請届出システムによる申請が可能となっております。このため、土浦市に対する申請は下記の電子申請届出システムによって行う必要があります。ただし、現状では、GビズID未取得などにより、システムによる提出ができない場合は他の方法での提出も認めます。

【厚生労働省「電子申請届出システム」ホームページ】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

- 電子申請届出システム以外の方法による場合は、窓口、郵送、ファックス、電子メール等いずれでも可といたします。ただし、写真や精細な図面等、一定以上の画質でないとい用をなさないものについては、ファックス以外の方法で提出するようお願いします。

※登記事項証明書等の書類についても、スキャナで読み込んだデータをメール添付する方法で提出可とします。

- ▶ 電子メールが届かない事例がしばしば発生しています。（セキュリティの設定の問題と思われます。）過去に送信したメールが不着だったことがある場合、添付ファイルの容量が大きい場合等は、市に確認の連絡をするか、もしくはメールに開封確認を設定するようお願いします。

⑥ 事故報告書の提出

- ▶ 事故発生後、土浦市へ事故報告書を遅くとも5日以内を目安に提出してください。続報がある場合は、その都度お願いします。
- ▶ 怪我の治癒、退院などを待つのではなく、発生後5日以内の報告です。
- ▶ 死亡等の重大事故の場合は、茨城県にも報告が必要となります。

【対象となる事故】

- ・死亡に至った事故
- ・医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故

【事故報告書の様式】

<https://www.city.tsuchiura.lg.jp/kenko-fukushi-iryo/fukushi/koreishafukushi/kakushujigyo-service/kaigohoken/jigvoshamuke-joho/todokede-yoshiki/page013966.html>

※ページ中ほどに掲載しています。

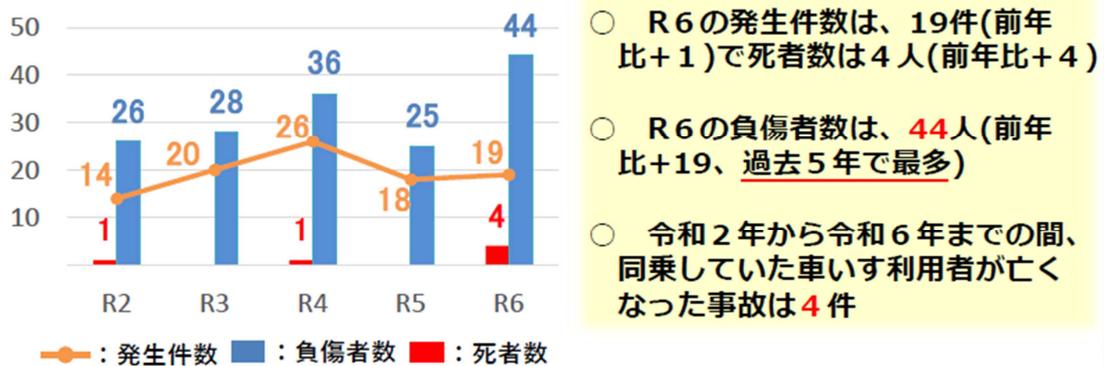
6-4 送迎業務における交通事故の防止について

- ▶ 介護送迎業務中の事故が増えているようです。
介護送迎業務中の事故について、茨城県でも広報しています。

2 県内の介護送迎業務中の交通事故発生状況

(1) 県内の介護送迎業務従事中における交通事故発生状況（過去5年）

【介護送迎目的車両が関係した交通事故発生件数及び死者・負傷者数】



※第1当事者、第2当事者の事故当事者種別が四輪車以上、R6の死亡事故は3件(内死者4名)

【茨城県HP】令和7年度介護保険施設等管理者研修会資料

「介護サービス提供施設・事業所における交通事故の防止について」より抜粋

詳しくは、次の茨城県公式ホームページ上の資料を参照してください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/documents/koutuusoumuka.pdf>

- また、茨城県警察本部では、交通事故防止のための広報を行っていますので、ご覧ください。

https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a02_traffic/jikoboushi/index.html

- 送迎業務のある事業所の管理者は、従業者へ安全運転の注意喚起をお願いします。

6-5 「ケアプランデータ連携システム」について

- 令和5年度より、「ケアプランデータ連携システム」の本格運用が開始されました。居宅介護支援事業所や居宅サービス事業所が居宅サービス計画書等をやり取りする負担を削減することを目的としたシステムになります。
- 今まで紙で送付していた資料等を、システム経由で共有することが可能となります。

- 現在、公益社団法人 国民健康保険中央会がシステム導入について、フリーパスキャンペーンを実施しています。

<https://www.careplan-renkei-support.jp/freepass/index.html>

ケアプランデータ連携システム全ての機能を1年間無料で利用できる期間限定のキャンペーンとのことです。ご興味がありましたらご検討ください。